

野辺地町農業委員会委員を募集いたします！

～地域の農地を活かし担い手を応援します～

農業に精通した方ならどなたでも自薦、他薦により候補者に応募できますので、奮ってご応募ください。

| | 野辺地町農業委員会委員 募集要項 |
|-------------|---|
| 対象者 | 募集対象者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。 ただし、次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 |
| 定数 | 9人 |
| 推薦及び応募方法 | 自薦、または他薦（区域推薦または農業者が組織する団体等の推薦）による。 ※「農業者が組織する団体等」とは、野辺地町において農業者で組織する団体で規約または定款があり、代表者が決定している団体及び町会をいいます。 ※規定の様式に記入の上、持参または郵便により、下記申込先に提出してください。 |
| 応募受付期間 | 令和2年3月10日（火）～令和2年4月10日（金）必着 （応募の状況は4月1日頃から随時、野辺地町ホームページで公表します。） ※受付は、土・日・祝祭日は除きます。 |
| 選任の方法 | 野辺地町農業委員会委員選考委員会により候補者を選考し、野辺地町議会の同意を得て、野辺地町長が任命します。 ※ただし、法律の規定等により、選考にあたっては次のような条件に配慮します。 ・認定農業者が委員の過半数を占めるようにします。 ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない人が含まれるようにします。 ・年齢および性別に著しい偏りが生じないように配慮します。 ・委員の数に区域別の偏りが生じないように配慮します。 |
| 主な役割 | ① 農地の権利移動等に係る申請地の現地確認 ② 農地の権利移動等の申請の審査・許可決定等のための会議に出席 ③ 遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積、新規就農の支援 ④ 農地中間管理機構との連携活動 ⑤ その他、農業委員会が必要とする活動等 |
| 任期 | 3年間（令和2年7月20日～令和5年7月19日） |
| 問合せ先 申込先 | 〒039-3131 野辺地町字野辺地123-1 野辺地町農業委員会事務局 ☎0175-64-2111（内線281） |